

性の多様性に関する職員ガイドライン

湯浅町人権推進課

令和7(2025)年3月

目次

はじめに	1
1 性の多様性とは	1
(1) 多様な性のあり方	1
(2) LGBTQとは	2
(3) SOGIE（ソジー）とは	2
(4) 多様な性に関する用語集	3～4
2 町民等への対応	5
(1) 基本的事項	5
(2) 窓口や電話での対応	5
(3) 施設利用における対応	6
(4) プライバシー保護の徹底	7
3 和歌山県の取組（和歌山県パートナーシップ宣誓制度）	8
4 湯浅町の取組（和歌山県パートナーシップ宣誓制度への対応）	9
〔参考資料〕	9

はじめに

近年、「LGBTQ」という言葉が広く認知され、性的指向や性自認に関する社会的関心が高まっています。令和5（2023）年6月には、いわゆる「LGBT理解増進法」、正式には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律は、地方公共団体に対して、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解を深めるための施策を策定し、実施するよう努めることを定めています。

本ガイドラインは、性的指向や性自認に関して、町職員として知っておくべき基礎的な知識の習得や、業務における適切な対応のために作成しました。

職員一人ひとりが性の多様性に関する理解を深めることで、性的少数者の方に対する誤解や偏見をなくし、誰もが安心して過ごせる社会の実現に向けて取り組んでいきましょう。

1 性の多様性とは

（1）多様な性のあり方

性のあり方には、身体の性以外にも様々な要素があり、大きく分けて4つの要素から成り立っています。4つの要素の組み合わせによって、様々な性のあり方が形作られています。その組み合わせは多様で、「性はグラデーション」と言われることもあります。

①身体の性（からだの性）

性染色体や性器など、身体的な特徴からわかる生物学的性

②性自認（こころの性）

自分が自分自身に対して思う性

③性的指向（好きになる性）

性愛の対象がどの性に向くか、または向かないか

④性表現（表現する性）

外見や態度、言葉づかいなど表現する性

(2) LGBTQとは

LGBTQとは、「L」はレズビアン（女性同性愛者）、「G」はゲイ（男性同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダー（身体の性と性自認が一致しない人）、「Q」はクエスチョニング（性的指向や性自認が明確でない人、定義づけたくない人、わからずに悩んでいる人）の頭文字をとった略語で、性的少数者の方を表す総称の一つとして使われています。

また、恋愛感情や性的な感情を持たない人、自分の中に男性と女性がある人、どのような性別とも認識していない人などを加え「LGBTQ+」や、「LGBTs」という表現もあります。

性的少数者の方の割合については、各種調査によると約3～10%と数字にばらつきがあるのが実情ですが、概ね20～30人に1人程度（学校のクラスに1人程度）といわれています。

(3) SOGIE（ソジー）とは

SOGIEとは、性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）と性表現（Gender Expression）の頭文字をとった略称です。SOGIEは、性に関して特定の人のみが持つ要素ではなく、すべての人が持つものです。

性的指向

恋愛または性愛が、どのような性別を対象とするかをいうものです。

人によって、性的指向のあり方は様々です。自分と異なる性別の人を好きになる人、自分と同じ性別の人を好きになる人、相手の性別を意識せずにその人を好きになる人などがいます。また、誰にも恋愛感情や性的な感情を持たない人もいます。

性自認

自己の性別についての認識のことをいいます。

身体の性と性自認（こころの性）が異なる人を「トランスジェンダー」といいます。身体の性が男性で性自認が女性、身体の性が女性で性自認が男性といった場合があります。また、身体の性に違和感を持つ人もいます。自分自身の性のあり方をあえて決めない、決められない人もいます。

性表現

自分自身がどのように性を表現しているか、表現したいかを表す概念です。男性らしくいたい、女性らしくいたいといった気持ちを、服装や行動、言葉づかいなどによって表現します。性表現は必ずしも性自認と一致するとは限りません。

また、男性・女性という性別にとらわれない表現をする人もいます。

(4) 多様な性に関する用語集

※各用語の使い方や説明は、文献・資料によって異なります。

アウトイング (Outing)	本人の了解を得ずに、本人が公にしていない情報を他者に伝えること。 【例：性的指向や性自認、障がいの有無など】
アセクシュアル (Asexual)	恋愛感情や性的な感情を持たない人。両方の感情がない人や、性的な感情のみがない人など、さまざまなケースが存在する。
アライ (Ally)	多様な性的指向や性自認に理解を示し、応援や支援を行う非当事者のこと。理解者、応援する人、支援者のこと。
エックスジェンダー (X-gender)	「女性／男性」の2択に捉われない性別のあり方の人。 女性でもあり男性でもある、女性でも男性でもない、性別を決めたくないなど、様々な人がいる。
カミングアウト (Coming-out)	本人が自らの意思で、公にしていない情報を他者に伝えること。 【例：性的指向や性自認、障がいの有無など】
ゲイ (Gay)	性自認が男性で、恋愛や性愛の対象が男性の人。男性同性愛者。
クィア (Queer)	元々は「奇妙な、独特な、風変わりな」という意味。 近年では肯定的に性的少数者を示す総称として用いられている。
クエスチョニング (Questioning)	性的指向や性自認が明確でない人、定義づけたくない人、わからずに悩んでいる人。
シスジェンダー (Cisgender)	生まれた時に診断された身体の性別と自分の性自認が一致し、それに従って生きる人。
ジェンダー (Gender)	人間には生まれつきの生物学的性別(Sex)がある一方、社会通念や慣習の中に社会によって作り上げられた女性像・男性像があり、これらを「社会的・文化的に形成された性別(Gender)」という。
セクシュアリティ (Sexuality)	性的指向や性自認などを含む、性のあり方全体を指す言葉。
性的少数者 (Sexual minority)	性的指向や性自認などに関するマイノリティ(少数者)のこと。
性分化疾患 (Disorders of Sex Development)	染色体、生殖腺もしくは解剖学的に性の発達が先天的に非典型的である状態を指す医学用語。
性同一性障害 (Gender Identity Disorder)	トランスジェンダーの中でも、特に精神神経医学的な診断基準を満たした人。
性別適合手術 (Sex Reassignment Surgery)	トランスジェンダーの中で、身体的な性別に対して強い違和感や嫌悪感を抱いている人に対し、内外性器の形状を性自認に合わせるために行う外科手術。

ダイバーシティ (Diversity)	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
トランスジェンダー (Transgender)	身体の性と性自認が一致しない人。 からだの性とところの性が一致せず違和感を持つ人。
バイセクシュアル (Bisexual)	男性も女性も恋愛や性愛の対象となる人。両性愛者。
パンセクシュアル (Pansexual)	すべての性別の人が恋愛や性愛の対象となる人。全性愛とも言う。 (バイセクシュアルは2つの性別を対象とした表現だが、それ以外の他の性別も含めた表現。)
ヘテロセクシュアル (Heterosexual)	恋愛や性愛の対象が異性の人。異性愛者。
ホモセクシュアル (Homosexual)	恋愛や性愛の対象が同性の人。同性愛者。
レインボーフラッグ (Rainbow Flag)	6色のフラッグで性の多様性を象徴し、性的少数者の方への理解と支援の意思を示すために用いられる。
レズビアン (Lesbian)	性自認が女性で、恋愛や性愛の対象が女性の人。女性同性愛者。
F T M (Female to Male)	出生時に、身体の性別により割り当てられた性別が女性で、性自認が男性の人。トランス男性。
M T F (Male to Female)	出生時に、身体の性別により割り当てられた性別が男性で、性自認が女性の人。トランス女性。

2 町民等への対応

(1) 基本的事項

性的少数者の方は、心ない好奇の目で見られたり、必要以上の質問を受けることに不安を感じながら、窓口に来られたり、電話をかけてこられることがあります。

窓口や電話対応にあたる際は、相手の意向を十分に確認し、状況に応じて適切に対応することが大切です。

ア 性的指向や性自認、性表現は多様であることを理解する。

イ 固定観念や先入観、偏見を持たない。

(例) パートナーは異性と決めつけない。声質で相手の性別を判断しない。
DV（ドメスティック・バイオレンス）は同性カップルの間でも発生することがある。

ウ 性別や関係性を決めつけるような表現は避ける。

(例) 夫・妻、旦那さん・奥さん ⇒ パートナー、お連れ合い
お父さん、お母さん ⇒ 保護者の方、ご家族の方

(2) 窓口や電話での対応

ア 本人確認書類として運転免許証やマイナンバーカード等の提示を受けた際、提示された書類の記載内容（写真、性別、氏名等）と本人の外見が一致しない場合でも、必要以上に見比べたり、聞き直したり、周囲の人に聞こえる声で確認したりしない。

(例) 性別の確認に固執せず、生年月日、住所等、他の方法で確認する。

イ 名前から想定される性別と外見が異なるため、名前を呼ばれることを避けたいと感じる人もいる。

(例) 性別が推測されないよう、姓のみで呼び出しを行う。

ウ 電話対応時、性別やパートナーが同性であること等が、電話の双方の周囲にいる人に気づかれないよう配慮する。

(3) 施設利用における対応

公共施設等のトイレ、更衣室などの利用にあたっては、他の利用者の心情にも配慮しながら、どのような対応が可能か事前に検討しておくことが重要です。

トイレに関しては、多目的トイレの利用を検討いただく方法も有効です。

ただし、多目的トイレの利用を強制するものではないことを、本人に丁寧に説明する必要があります。また、性自認などのプライバシー情報が周囲の人に知られることがないように、十分な配慮も求められます。

更衣室に関しては、他の利用者と時間をずらして使用する、または個室として利用できる部屋を代用するなどの方法がありますが、いずれの場合も丁寧な説明と配慮が必要です。

各施設の整備状況に応じて、このような対応を事前に検討しておきましょう。

◆ 施設利用における事例（府中青年の家事件）

【平成6（1994）年3月東京地裁、平成9（1997）年9月東京高裁】

[事例]

平成2（1990）年、同性愛者の団体からの、青年の家宿泊使用申込みについて、東京都が「青少年の健全な育成に悪い影響を与える」「宿泊における男女別室ルールを適用できない」等を理由として、東京都青年の家条例8条1号（「秩序を乱すおそれがある」）及び2号（「管理上支障がある」）に該当するとして施設利用について不承認処分を行いました。

これに対し、同性愛者の団体は、不承認処分は、正当な理由によらない差別的な取扱いであるとして、平成4（1992）年、青年の家が利用できなかったことによる損害賠償を求めた訴訟。

[判決]

1審の東京地方裁判所平成6（1994）年3月30日判決及び2審の東京高等裁判所平成9（1997）年9月16日判決は、いずれも、東京都教育委員会の利用不承認処分を違法と判断しました。「都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されるものと言うべきであって、無関心であつたり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。」と説示しています。

(4) プライバシー保護の徹底

町民等から性的指向や性自認に関する相談を受けた際には、本人の訴えを真摯に受け止め、プライバシーに十分配慮するとともに、本人の許可なくその情報を他者に伝えることは絶対に避けてください。

管理職や関係者との情報共有が必要な場合も、必ず本人の同意を得たうえで行うことを徹底することが求められます。

本人の了解を得ずに、本人が公にしていない情報を他者に伝えることは「アウトティング」といいます。(用語集参照：3 ページ)

アウトティングは重大な人権侵害にあたります。

絶対に行わないよう、十分に注意してください。

◆ アウティング被害の重大性を示した事例

【令和2（2020）年11月東京高裁】

平成27（2015）年4月、ある大学の男子学生Aさんが、同じクラスの男子学生Bさんに好意を抱いていることを伝え、その後、BさんはAさんの同意を得ないまま、Aさんが同性愛者であることを、複数の同級生が参加するLINEグループでアウトティングしました。その後、Aさんは心身のバランスを崩して心療内科を受診するようになり、大学にも相談していましたが、同年8月、大学構内の建物から転落し亡くなりました。なお、BさんとAさんの遺族の間では既に和解が成立しています。

※転落死した大学生の両親が、適切な対応を取らなかったとして大学側に損害賠償を求めた裁判では、原告の請求は棄却されたものの、裁判長は、アウトティングを「人格権ないしプライバシー権などを著しく侵害する許されない行為」と述べています。

3 和歌山県の取組（和歌山県パートナーシップ宣誓制度）

和歌山県では、性的少数者の方が抱える生活上の不便を軽減し、県内に暮らす性的少数者の方が暮らしやすい環境を整えることを目的として、「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」を令和6（2024）年2月1日から開始しています。

この制度は、お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行う「パートナーシップ関係」にあると宣誓したことを県が証明し、婚姻関係にある夫婦と同等のサービスを受けられるようにする制度です。

法的効力はありませんが、この制度により県が交付する宣誓書受領証を活用し、公営住宅の入居申し込み、医療機関における面会・病状説明、生命保険（受取人に指定）、損害保険（配偶者の定義にパートナーを含める）、携帯電話の家族割などのサービスが利用可能となっています。

宣誓手続きや利用可能サービスなどの詳細は、次の県ホームページをご覧ください。



<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031400/danjo/minority/d00208844.html>

和歌山県が交付するパートナーシップ宣誓書受領証

 **和歌山県** 第 号
パートナーシップ宣誓書受領証

和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 様
年 月 日
和歌山県知事

印

（表面）

この受領証は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合う関係であると宣誓されたことを和歌山県が証明するものです。この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださるようお願いいたします。
また、個人情報をご本人の同意なく口外しないでください。

【問合せ先】和歌山県 多様な生き方支援課 073-441-2510
【特記事項】

【緊急連絡先】（この欄の記載は任意です。）
※急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。
（氏名と連絡先）

（裏面）

4 湯浅町の取組（和歌山県パートナーシップ宣誓制度への対応）

本町では、和歌山県パートナーシップ宣誓書受領証を提示することにより、令和6年（2024年）9月2日から、以下の行政サービスの提供を開始しています。

なお、各行政サービスの利用に関する相談を受けた際には、各担当課を案内してください。

【令和7（2025）年3月3日現在】

行政サービス	対象・適用内容	担当課
公営住宅入居申込み	パートナーの方を事実上婚姻関係である者として、入居申込みが可能です。	産業建設課
保育所等の入所申込み・送迎	パートナーの方と生計を共にしているお子さまの入所申込および送迎が可能です。	教育委員会
放課後児童クラブの利用申請・送迎	パートナーの方と生計を共にしているお子さまの利用申請および送迎が可能です。	教育委員会
住民票の表記	パートナーの方との続柄を「縁故者」と記載可能です。	住民生活課
湯浅町犯罪被害者等見舞金	パートナーの方を事実上婚姻関係である者として、犯罪被害者等見舞金を支給します。	総務課
結婚新生活支援事業補助金	パートナーシップ関係にある双方が宣誓日において、39歳以下の場合は上限30万円、29歳以下の場合は上限60万円を対象費用に対して補助します。	政策企画課

[参考資料]

※本ガイドライン作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・性の多様性に関する職員ガイドライン（和歌山県：令和6年4月改訂）
- ・多様な性のあり方に関する職員ハンドブック（大阪市：令和5年3月改訂）

性の多様性に関する職員ガイドライン

令和7(2025)年3月発行

【編集・発行】

湯浅町人権推進課

T E L : 0737-64-1126

F A X : 0737-63-3792

e-mail : jinsui@town.yuasa.lg.jp